慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	エドワード三世に関する一考察（上）(ジョージ・アンウィンの経済史的解説)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.10 (1924. 10) ,p.1526(158)- 1532(164)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19241001-0158

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エドワード三世に關する一考察（上）

（ジョージ・アンウィンの經濟史的解說）

高木壽一

英國經濟史上、エドワード三世の時代は、中世的社會より近世的社會への變遷の發端の時期として多大の興味を有するものなり。茲に Unwin 教授が Finance and Trade under Edward III の卷頭に附したる序論は同時代の解說として英國經濟史研究に稗益する所大なるものあり。依て其論の要を譯出せり。

一

エドワード三世の治世は歷史上に於ける最も長きに亘れるものの一なり。而も斯く長き治世は其時期の長さに比して寧ろ一層大なる興味を有するの傾きあるものなり。されどそは統一（Unity）より出でずして寧ろ對照並に變化（Contrast, Change）より生ずる所の興味なり。斯る治世の頭初と末尾とは異れる別個の世界に存することゝなるべし。一三四九年、一三六一年、一三六六年の三度に及べる疫病の凶變はエドワード三世の治世に就き特に此事をして眞實たらしむ。即ち其多難多事なる時代の始まる以前に出生したる者にして生きて慘憺たる其治世の終末を實見し得たる者は極めて稀なりしなり。其對外的諸關係、立憲政治の發達、或は又諸々の社會的經濟的事情の孰れに於ても、一三二七年と一三七七年の英國の對照の顯著なること彼のヴィクトリア女皇時代の頭初と末尾との對照にも敢て劣る所なきものと云ふべきなり。

斯くの如き時代の詳細なる研究を始むるに當りては、吾人は凡そ利用し得べき歷史的大事件ならんには總べて之が援助を必要とす。斯くして此五十年の治世は、各々略々十年に該當せる五個の時期に分かるゝことゝなるべし。百年戰爭の開始は第一期の十年の終了を示す。第二期の十年はクレシー（Crécy）の戰勝及びカレーの休戰（Truce of Calais）に終る。第三期は一三四九年の黑死病に始まり、一三五五年の戰爭再開より、バリー攻圍及一三六〇年の Bretigni 及びカレー條約に終る。第四期はフランスとの表面上の平和の時代にして、又第五期は一三六九年の戰爭再開に始まりて絕えざる戰禍と、經濟的疲弊の增大し行ける時代なり。吾人は斯る戰史の大略を按することによつて其經濟史の諸現象を相關聯せしむるに稗益せらるる所多きなり。

二

從來エドワード三世時代の英國商業政策に關する最も重要なる研究は疑ふ所もなくカンニンガム博士の研究なり。依て茲に其結論を明示して以て此問題の論議を更に進めん基礎たらしむべし。Cunningham の Growth of English Industry and Commerce 第三版に敍述せられたる其根本的立場は明に假說的なり、即ち曰く「エドワード三世の諸戰役は個人的野心によりて導かれたるにあらず……彼の政策は徹頭徹尾英國的にして、又彼は國家的富源の開發と國力の增進とを企圖せるなり。」

「エドワードの大陸諸戰役の主要目的は國家的商工業を一層廣大なる領土の基礎の上に建設せんとするに在り。Gascony；Flanders 並に英國に確固たる支配權を建設せんか極めて有力なる商業的聯合を創立するとゝなるべし。そは終始政治家としての經略に出でたるものにして、エドワードが有する英國商業の父（Father of English Commerce）てふ名聲の正しきを證するなり。」又曰く「吾人は斯く隔りたる時代に於てエ

ドワード三世王に影響を與へたる諸々の精はしき動因を完全に熟知せんこと望み得べきことに非ざれば此說は勿論單に假說なり。されど其はエドワードが商工業に對する態度を明かならしむるを以て其說を支持する事の多き所の、エドワード三世の政治的目的に關する假說たるなり」と。若し吾人にして同王の政治的動機を發見し得ずとせば、彼の商業並に工業に對する態度に就きて如何なる端緒の存するか。カンニンガムは其端緒を同治世の議會制定の諸法の中に求めしなり。一一七六年の頃ロンドンの僧正 Richard Fitz-Nigel によりて著はされたりと稱せらるる「Dialogus de Scaccario は繁榮の望ましき事なるを斷定したれども、エドワードの法制は其目的を進捗すべき最善の途に關する明確なる方法を示せるなり。……エドワードは(a)對外商業を奬勵し、(b)工業を奬勵し(c)奢侈禁止法によりて浪費を防遏せんと努めたり。……彼は商業の量の增加を願ひ、又消費者の利益のために且つ特殊の階級の要求を顧ることなくして法律を制定したり。……其國に特に適當せる一工業の開發に努め、且つ之をなさんがためには幾分世界的（コスモポリタン）の態度を示し大陸より工匠を招致したり。又勞働人民の間に勤儉を奬勵せん事に努めたれども、こは實踐による誡めたるよりも寧ろ口訓に過ぎざりし事は確なり。……屢々大なる軍資を調達するの必要は彼をして商業階級に苛酷なる要求をなさしめ、貨幣或は實物の孰れかにより重稅を課せしむるに至れり。されど彼は殊更に又常に經濟的利害を政治的利害に從屬せしめたることなかりしなり。實際近世に於けるが如く、彼の政策は經濟的利益を進捗せんとする願望によりて決定せられたること極めて多しと云ふべきなるべし。」

カンニンガムは又リチャード二世の議會に於けるマーカンチリズムの諸目的の發達を敍述するに當り、之等の目的と彼が前にエドワード三世に歸したる政策とを明白に相對照せり。曰く「エドワードは消費の利益のため、並に豐富潤澤（Plenty）を齎らさんことを目的として法を制定せるもリチャード二世の議會は全然態度を一變し後の數世紀に成し遂げられたるが如き結局英國の國力を助長すべき諸條件を導かんことと主張せり。……或程度まで豐富潤澤てふ事は國力の一條件にして、此の二政策は共通なる點多かるべし。されどエドワード三世は其何人の齎らせるを問はず大なる船貨を即ち貨物の豐富潤澤を見ることを願ひしかども、リチャードの議會は、假令國內の消費者が一時例令酒類の供給に事を欠くが如きことありとも、一層多くの英國船舶を得んと欲したるなり」と。

然るに、カンニンガムは同書の第五版に到りては、エドワード三世の經世の才を幾分輕視することゝなり、「エドワードは能く商業的交通の凝集力を認め得たるべしと雖も、彼の諸畫策は先見を欠ぎ、其等の畫策は彼が相容れざる利害を調和せしめ得ざりしがために破れたる」ものと考察するに到れり「フランダーの商人に彼が附與したる諸特權は英國民の猜忌を喚び且つ牧羊者並に本邦（英國）の消費者にとりて有利なる諸協定は英國海運のためには有害なること明となれり。」依是觀之、エドワードの商工業政策は想像されたる彼の商業的聯合の計畫と相矛盾せるのみならず、其政策の數多の部分は首尾一貫せる一體を形成することなかりしなり。

カンニンガムの此後說は第三版に於ける前說よりも他の史家の見解と一致することの多きものなり。恐らくはエドワードの人格の長所を最

も尊重せる史家なる、タウト教授の云へるに、「彼は自己の及びなき目的を志すことを止めしむべき自制と均衡の意識を欠く。目的と手段との關係の同一の缺如、明確なる政策と理想についての同一の缺陷は彼の大政治家たる資格を破壞せり。」と

スタッブス教授の批評は一層明瞭にエドワードにとりて不利なるものあり「エドワード三世は假令自己をして成功せる政治家たらしむべき若干の資質は備へ居たりしにもせよ、決して政治家にはあらざるなり。彼は一個の武人なり。而も弱氣と不德と利己と放恣、虛榮の武人たりしなり。國王としての彼の義務は彼の心を苦しむること極めて少く、又彼は王權最上位の說を維持するか、或は國民を稗益すべき政策を行ふかの孰れの特殊の義務をも負はざるものと思惟せしなり。彼はリチャード一世と同樣に專ら軍資の源泉として英國を尊重したるなり」と。

前述の如くカンニンガム博士は幾分の訂正をなしたれども、而も未だ其假說に據れる經濟的聯合は極めて巧妙なる畫策にしてエドワード三世の有する "Father of English Commerce" の名聲の正しきを證するものと主張せり。されど最も明白なる事實によるの外何物も斯る範圍と精考を有せる經濟政策をエドワードに歸するを吾人に許し能はざるべし。而も諸々の事實はエドワードに歸せられたる目的の第一のもの——「消費者の利益のため且つ特殊階級の要求を無視せる法制によりて示さるる外國貿易奬勵」の彼の願望——即ち權力よりも寧ろ豐富潤澤を擇ぶ政策は彼の商業的聯合の畫策と同樣に假定說になることを示すものの如し。其說は議會を經たる法令は國王の政策の確實なる徵象なりとの假說に據れるなり——されど其假說はジェームス一世の場合と同樣にエドワード三世の治世について決して正しと云ふを得ざるものなり。エドワード三世の治世に於ける「自由貿易」の諸法令は庶民院の緊急なる請願によりて實行せられたり。一三三五年、一三五一—三年の兩度大事の場合に於て、其等は先きに議會の協贊なくして國王によりて採用せられたる制限的政策の廢止を暗示す。之等の讓步をなすに當りてエドワードが時として此讓步と、等しく彼の財政的目的に役立つべき諸協定とを結付けんことを企て得たることは眞實なり。然れども「自由貿易」を採用するの已むなきに到れる場合に、彼が如何にしてそれを己れに利あらしむべきかを知れりとの事實は決して "plenty rather than power" の政策を彼の功に歸すべき理由とはならざるべし。彼自身の獨斷を以て行動せる場合に於ては、單に彼をして資金借入を可能ならしむとの理由により頑强に制限獨占の政策に復歸せり。而も彼は唯、將來の富源を著しく減損することによりて資金の借入をなすを得たるのみなりしなり。

エドワードの政策に歸せられたる第二の目的——羊毛の輸出、織物の輸入を禁止し、フランダーの工業者を招致して英國內に定住せしむることによる內國工業の奬勵なることは、自由貿易政策よりも、假想されたるフランダーとの商業的聯合の畫策と一致すること遙かに少なきものなれども、幾分同王の個人的創意に關聯され得べきものなり。蓋し其を實行せんとする所の方法は敕許狀にして、其若干は、法令に先立ちて發せられたるを以てなり。されど其全事情を正當に考察せんか、英國工業奬勵に於てエドワードによりてなされたる部分は比較的少部分に過ぎざるを見るべし。

エドワード三世の工業政策と想像さるる所を表はす法令は一三三七年の春に制定せられたり。其當時に於て同王の企圖し居たりし對佛戰爭は二個の强き先入觀念を與へたり。――即ち國內に於ける資金の調達と、低陸地方（Low Countries）に於て味方を得んとすることなり。一團の英國商人と結び、羊毛の輸出に關し彼の財政、外交の兩目的に貢獻するを志す獨占を創立せり。羊毛輸出の一時的禁止こそ該方策の本體をなすものなり。フランダー產織物の禁止とフランダー織物工の招致は、羊毛輸出の制限に對する英國內の反對を緩和せしめんとすると同時に、フランダーに對する外交的壓迫を大ならしめんことを目的とせるなり。然れどこは決して新奇なるにあらず、英國とフランダーとの間に軋轢の生ずる每に屢々生ずる傾きあるものなりしなり。其方策が議會を經たる法令に具體化せること、並に多數のフランダー織物工が招致に應じたるの事實は此場合について其方策に對して英國產業史上に不當の卓越せる地位を與へたり。されども其が國王の意中に重大なる工業政策たらざりしことは、フランダーとの同盟即ちそれによつてフランダーの工業が英國の羊毛供給に優越なる勢力を獲得べき同盟に導かんことを切に目的としたる事實によりて示さるるなり。同王に歸せられたる工業政策の改變を含むフランダー同盟は其自體にて商業的聯合の畫策の一部たるが如くなりと雖も、此が實際に事實たることを示すべき何等の證左の存するものなし。加ふるに同盟の後の歷史は「王者の野心」に出づとの仮說に照して遙かに一層容易に理解し得べきものたりしなり。（未完）

新刊紹介

「露西亞に於ける協同組合運動」

Blanc: Co-operative Movement in Russia.
The Macmillan Company. 1924.

露西亞にボルシェビキの社會主義革命が勃發してから早くも滿七箇年が經過した。而して此の社會主義的共和國の解剖は理論的方面からも實際的方面からも非常に夥しく爲された。就中所謂ボルシェビズムの理論に關しては幾多の卓越せる著作論文に依つて殆ど研究し盡されたかの觀がある。斯くて今日最も興味ある問題は社會主義國家を標榜する勞農露西亞が將來果して如何なる社會的經濟的政策を以て彼等の理論に述べられたる所のものを實現せんとするかの點に存する。故に一九二一年勞農政府が其の經濟的危機に遭遇し資本主義への退却を揚言して新經濟政策を確立實施するに及び露西亞の經濟的施設に對する實際的討究が愈々盛んに行はるゝに至つたのは蓋し當然の事と言はなければならない。茲に紹介せんとする「露西亞に於ける協同組合運動」なる一書も亦當然斯の如き探究の一結果である。著者は此運動に關する記錄を廣く一般著作雜誌政府の布令等より涉獵し來り、其の歷史的發展の趨勢を統計的數字を以て確證し乍ら、現在露西亞の經濟的機構の中に於ける協同組合の機能を呈示すると共に、併せて社會主義的革命期に於いて此運動が如何なる意義を有するものであるかを事實の上から說明して居る。

凡そ露西亞に於ける各種の協同組合も亦他國の其れと同樣本來資本主義的經濟組織に於ける一制度として發生したものである。故に其の起原は少く共一八六一年の農奴解放以前に遡る事は出來ない。其の初め村落共產團體（Mir）を以て將來の社會主義的社會組織の基礎たらしめんとの意圖を有せる革命的ナロドニキの人々が協